

協会けんぽ山形支部からの お知らせ

2024年

1
月号

職場内で回覧を
お願いいたします

新年のごあいさつ

あけましておめでとうございます。謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

昨年中は、当協会の事業運営に多大なるご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

さて、高齢化の進展や医療技術の高度化に伴う医療費の増加という環境下で、加入者の皆様の健康の保持・増進と、医療費の適正化を同時に推進していくことが国民皆保険の一端を担うものとしての責務であると考えております。

その具体的な取組として、生活習慣病予防健診や特定保健指導の実施、生活習慣病の重症化予防、事業主様との協働によるいわゆる「コラボヘルス」や「健康経営」の推進、ジェネリック医薬品の使用促進などに本年も更に注力してまいります。

また、本年秋に予定されているマイナンバーカードと健康保険証との一体化に関し、紐づけ誤り等の報道では皆様にご心配をおかけしました。ご登録いただいておりますマイナンバー情報の正確性確保について今後とも万全を期してまいります。マイナンバーカードと健康保険証を一体化することによって、就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要となる他、重複検査や重複投薬を回避でき、適切な医療を受けられるなど多くのメリットが期待できます。従業員の皆様に、マイナンバーカードの取得と利用をお声がけいただきますようお願いいたします。

加入者の皆様の健康増進や質の高いサービスを提供するため、本年も一層業務に精励する所存でございますので、変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとりまして幸多き年でありますよう心より祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

令和6年 元旦

全国健康保険協会 山形支部

支部長 丹野 晴彦

付加健診の対象年齢が拡大されます!

協会けんぽご加入中の被保険者の皆さまは、令和6年4月より、**付加健診の対象年齢について、現行の40歳、50歳に加えて、45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象**になります。

※付加健診とは、節目の年齢において、腹部の臓器の様子を調べる腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査等が追加できる簡易人間ドックです。(一般健診+付加健診=約29,000円の健診が、協会けんぽの補助で、最高7,971円とお安く受けることができます。)

内容	健診種類 定期健康診断 (事業者健診) (常時使用されている労働者)	生活習慣病予防健診		一般的な人間ドック (任意)
		一般健診 (35歳以上の被保険者)	付加健診 (一般健診とセットのみ)	
労働安全衛生法上の 定期健診項目 (事業者健診)	○	○	—	○
がん検診 (大腸・胃)	×	○		○
腹部超音波検査	×	×	○	○
眼底検査	×	×	○	○
肺機能検査	×	×	○	○
詳細な血液検査 (血小板数、血液像、 総ビリルビン、LDHなど)	×	×	○	○
自己負担額	約8,000円～ 10,000円程度	最高5,282円	最高2,689円 最高7,971円	約30,000～ 50,000円程度

【お問い合わせ先】 保健グループ 023-629-7225 (ナビダイヤル2番)



全国健康保険協会 山形支部
協会けんぽ

退職後の健康保険について

退職後、「協会けんぽ」「市区町村の国民健康保険」「ご家族の健康保険（被扶養者）」のいずれかの健康保険に加入する手続きが必要です。加入先によって、加入条件や毎月納める健康保険料額等が異なりますので、比較・ご検討のうえ、お手続きください。

加入先	協会けんぽの任意継続保険	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き先	お住まいの協会けんぽ都道府県支部	お住まいの市区町村	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること 退職日の翌日から20日以内に手続きをすること 	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	<ul style="list-style-type: none"> ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たしていること ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	退職前に控除されていた保険料の2倍 ※ただし、保険料の上限があります。 またお住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合など、2倍にした額とならない場合があります。	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	被扶養者は原則として保険料負担がありません

協会けんぽの任意継続健康保険をご検討される方へ

任意継続保険の加入手続きをする際に、申請書の「健康保険資格喪失証明欄」を事業主さまよりご記入をいただくか、退職日を確認できる証明書を添付することで、より早く保険証の交付が可能となります。

申請書に記入

または

証明書を添付

保険証の交付

事業主さままたは公的機関が作成した資格喪失の事実が確認できる書類

次のいずれかを添付してください

- 退職証明書のコピー
- 健康保険被保険者資格喪失届のコピー
- 雇用保険被保険者離職票のコピー等

証明欄に記入・添付あり

受付から **10日程度** ※2

証明欄に記入・添付なし

受付から **2～3週間程度**

※1 ※2

※1：日本年金機構からの資格喪失情報が到着してから交付します。

※2：保険証の交付までの時間は、書類に不備がなかった場合です。

【お問い合わせ先】 業務グループ 023-629-7225 (ナビダイヤル1番)

ジェネリック医薬品軽減額通知をお送りします

ジェネリック医薬品に切り替えた場合、お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方へ、「ジェネリック医薬品軽減額通知」を被保険者さまのご住所宛にお送りします。

送付時期 令和6年2月ごろ



※すべての加入者さまに通知されるものではありません。

ジェネリック医薬品の供給について

現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

【お問い合わせ先】 企画総務グループ 023-629-7225 (ナビダイヤル4番)

協会けんぽ山形支部からのお知らせ 2024.1月号